



わたしたちの

みなみちたちょうぎかい
南知多町議会

南知多町議会事務局

所在地 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪1 8 番地

TEL 0569-65-0711 FAX 0569-65-0694

E-mail gikai@town.minamichita.lg.jp

町議会ってどんなところ？

1 町議会と町長

南知多町は、道路や避難所の整備・管理、子どもたちが通う保育所や学校、高齢者のための様々な施策など、日常の生活にいちばん身近な仕事をしています。

この仕事が、町民にとって快適で住み良いまちづくりにつながっていくためには、本来、町民一人ひとりが自分たちで考え、自分たちの手で実行していくことが大切です。

しかし、町民全員が集まってそれを行うことは困難なので、町民の代表者を選びます。これが「町議会議員」と「町長」です。

町議会議員は、町民の代表として要望や意見を町政（町の経営）に反映させるため、町民に代わって町民生活の様々な課題について慎重に審議し、どう処理すべきかを決めています。



2 町議会の役割

町議会は、憲法第93条で定められた「議事機関」です。議事機関は、町の法律となる条例の制定、その他地方公共団体の行政運営の基本的事項について審議し、決定する機能を有する地方公共団体の議決機関のことです。

一方、町長は議会の決定に基づいて実際に仕事を進めていくため、「執行機関」と呼ばれています。

町議会は、町長と協力し合い町民の生活に必要なことを決めていきます。

3 議員と議員定数

町議会議員は、4年ごとの選挙によって町民の中から選ばれます。町内に住んでいる満25歳以上の選挙権のある人は立候補できます。

南知多町議会議員の定数は12人です。（地方自治法第91条）

4 議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議員としての任期は4年ですが、議長・副議長の任期については2年となっています。

議長は、町議会の代表として、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務の最高責任者となります。また、町議会の代表として、いろいろな会議に出席したり、他の機関と協議したりします。副議長は、議長に事故などがあったときに、議長の職務を行います。（地方自治法第103条、104条）

5 定例会と臨時会

町議会は、条例で毎年3月、6月、9月、12月の4回開くことが決められています。

これを定例会といいます。このほか、臨時会も開かれます。（南知多町議会定例会の回数を定める条例、南知多町議会の定例会の招集時期を定める規則）

町議会の招集は町長が行います。また、議長あるいは議員定数の4分の1以上の議員から招集の請求があった場合にも、町長は臨時会を招集しなければなりません。（地方自治法第101条、102条）

6 本会議

本会議は全議員で構成する会議のことで、議員定数の半数以上の出席で成立します。議会としての権能（権利を主張し、行使できる能力及び権限）は、この本会議で認められるもので、法律上要求される議会の議決、同意、決定、承認等は、この本会議で行わないと法的な効力は生じません。議会の意思を決定する重要な会議です。（地方自治法第96条）

【議場】



7委員会

町議会に提出される議案や請願などは数も多く、内容も幅広い分野にわたっています。それらを慎重に審査するためには、いくつかの部門に分け、専門的に調査・検討する必要があります。そのために、議会には、本会議のほかに内部審査機関として委員会が設けられ、実質的な審査は各委員会で行われています。

委員会には、常設の常任委員会と議会運営委員会、必要に応じて設置する特別委員会があります。

(1)常任委員会

南知多町議会には、2つの常任委員会が設置されており、議員は、いずれか1つの委員会に所属しなければなりません。

各常任委員会の定数は6名で、任期は2年です。名称は、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会です。

(地方自治法第109条、南知多町議会委員会に関する条例第2条)

(2)議会運営委員会

次の事項に関する調査を行い、議案、請願を審査します。

1 議会の運営に関すること。

2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること。

3 議長の諮問（ある問題について意見を尋ね求めること。）に関すること。

議会運営委員会の定数は6名で、任期は2年です。（地方自治法第109条、南知多町議会委員会に関する条例第3条の3）

(3) 特別委員会

特別委員会は、特定の事件の審査や調査をするため、必要に応じて議会の議決によって設置されます。

特別委員会は、議会から付議された事件についてのみ審査・調査を行う能力を持ち、審査・調査が終了すれば、特別委員会は消滅します。

議会はこう進んでいくの？

8 議案の流れ

(1) 議案の提出

議案には、町長提出議案と議員提出議案とがあります。（これ以外に、委員会提出議案もあります。）

議員が提出する場合は、議員定数の12分の1以上（南知多町議会の場合1人）の賛成者が必要です。議員は、予算案等を除き、条例案などを提出することができます。

議会に提出された議案は、提出者から提案の理由について説明を聞きます。そして疑問を明らかにするために質疑を行った後、各常任委員会に担当する議案の審査を任せます。（これを付託といいます。）

(2) 委員会の審査

議案を付託された委員会では、提出者（担当部長等）から詳細な説明を聞き、質疑を行います。議案に対する委員会の意思を決定します。

(3) 議決（表決）

委員会の審査経過及び結果は、各委員会の委員長報告として本会議で報告されます。

この後、委員長報告された経過及び結果に対し、議員は質疑を行い、その後賛成・反対の討論を行います。討論が終わると、議長は議案について採決を行います。その結果によって南知多町の意思が決定されるわけです。

議案の議決は、特別の場合を除いて、出席した議員の過半数の賛成で決定します。

★議案とは別に、町政に関することからについて、町民の皆様が直接町議会に要望できる制度として「請願」があります。

(4) 請願の審査

町民から提出された請願は、所管の委員会へ付託されます。委員会では、意見を聞きます。その後、採決を行い、その結果を委員長が本会議で報告します。委員長報告の後の取り扱いは、議案と同じです。

★議案や請願の審査とは別に、「一般質問」も行っています。

(5) 質問

本会議では、議案や請願の審議のほかに、それとは関係なく町政全般について町長、教育長及び執行部長などの考えをたず「一般質問」が行われます。また、特に緊急性が認められる場合、議会の同意を得て「緊急質問」も行われます。

町議会のことをもっと知りたいときは？

9 議会活動の広報について

南知多町議会の活動を知るには次のような方法があります。

(1) 会議録

町議会は、本会議の様子を全部記録してある南知多町議会会議録を作成しています。



この会議録は、インターネットで見ることができます。

(ホームページアドレス <https://www.town.minamichita.lg.jp/>)

(2) 町議会だより

町議会では、町民の方々に議会の活動を知っていただくために、「南知多町議会だより」を年4回発行しています。内容は、通常3月、6月、9月、12月に開かれる定例会や臨時会の様子を掲載しています。

(3) 会議の傍聴

傍聴は、議会活動に触れる最も身近な方法です。

本会議は（庁舎3階）で傍聴の手続きをすれば、傍聴することができます。

傍聴席は、24席あります。

(南知多町議会の傍聴に関する規則第3条)

【傍聴席】



(4) ケーブルテレビ（CCNC）放映

議会の様子を広く町民にお知らせするため、本会議（一般質問）の録画映像を放映しています。

録画放映日は、ホームページと議会だよりでお知らせしています。